

令和5年度事業計画

農林水産業における航空機等（有人ヘリコプター及び産業用無人航空機（無人ヘリコプター及びマルチローター）の利用（薬剤、肥料、種子の散布等に利用する事業）の安全かつ効率的な推進を図ることにより、農林水産業の安定生産、生産性の向上を図り、もってわが国の食料自給率の向上、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与することを目的として次の事業を実施する。

1. 農林水産業にかかる技術の研究・開発事業

農林水産業において航空機等を安全かつ効率的に利用することにより、生産コストの低減及び生産の安定に寄与することを目的として、散布資機材等の適切な使用方法、散布技術等について科学的な知見を踏まえた研究開発を行う。

（1）資機材等の研究開発及び普及推進

以下の新分野、新技術の研究開発、開発された技術の事業現場における安全性、効率性等の調査研究及び成果の普及に努める。

- 1) 病虫害防除等の新利用分野、散布技術に関すること。
- 2) 病虫害防除等の農業資材の効果や安全性の確保に関すること。
- 3) 病虫害防除等の散布実施者の安全性の確保に関すること。
- 4) 病虫害防除等の実施周辺環境の安全性の確保に関すること。
- 5) その他、事業の普及推進のための農林水産航空技術の改善・改良に関すること。

令和5年度においては、協会に寄せられた空中散布現場での課題を踏まえ、特に以下の試験項目について重点的に行う。

- 1) 無人航空機の野菜・果樹への利用拡大に向けた薬剤付着性向上技術の開発
- 2) 無人航空機用散布装置と農薬の適合性に関する試験（液剤・粒剤）

（2）空中散布等農林水産業分野における航空機利用技術に関する国等の補助事業・委託事業に応募する。

2. 農林水産航空事業にかかる情報収集・提供及び組織の育成事業

農業労働力の減少と高齢化が進行する中、安定的な農業生産に寄与し、病虫害防除作業等の労力の軽減を図る有効な手段である航空機等の利用が、安全かつ適切に行われるよう、地域の空中散布等実施団体、国・地方公共団体等と協力し、空中散布等に係る情報の収集・提供を行う。

（1）情報収集、提供

地域の航空防除実施団体、無人ヘリコプター協議会、その他の関係機関が開催する研

修会・検討会等に参加し、空中散布等に関連する情報の収集に努める。また、農林水産航空事業をより安全に効率よく推進するために必要な事項について、関係機関等との協力のもとに情報の提供や、安全講習会等への講師派遣等を行い、安全対策の推進に努める。

(2) 地域実施体制の整備

地域の空中散布等実施団体が開催する(1)の事業や、農薬の適正使用、航空機等の安全運航等の啓発のための研修会・検討会の開催、事業計画の策定等に資するための情報提供等の支援を行う。

(3) 国等が行う事業への協力

国及び地方自治体の行政機関の普及啓発に関する施策等に協力する。

- 1) 地方行政機関、都道府県協議会等と事業現場における情報を共有し事業の円滑な推進を図る。
- 2) 農林水産省が開催する6ブロックにおける植物防疫関係会議等に参加し、情報の収集及び提供を行う。

(4) 無人航空機利用事業に係る実施状況の把握

協議会等より散布農薬の使用状況等の情報を収集する。また、機体製造メーカー、都道府県・協議会及び農薬メーカーより事業実施上の問題点に関する情報を収集し、無人航空機による農薬空中散布の円滑な推進を図る。

3. 農林水産航空事業の安全な実施にかかる教育研修並びに機材の検定事業

空中散布による病虫害防除等事業が安全かつ適切に行われるよう、使用される農薬の技術情報をホームページに掲載し安全使用の啓発を行う。また、安全対策推進のための資料・リーフレット等を作成し、空中散布等実施団体、行政機関等に配布する等により、周辺住民等への安全対策や安全運航、農薬等に係る危被害防止について、実施団体と協力して啓蒙を行う。

また、安全かつ適切な病虫害防除等の事業実施の確保を図るため、当該事業に従事する操縦士(有人ヘリコプター)、オペレーター(産業用無人航空機)等の安全運航や農薬の適正使用等の研修及び技能認定を行うとともに、当該事業に使用する機体及び散布装置の性能確認、認定を行う。なお協会が6の事業において、航空法に基づく無人航空機の機体認証の検査及び技能証明の講習を行う際には、本事業のうち散布性能等の実証、農薬散布技能等特別講習を併せて受検・受講することを推進し、事故防止と農薬の適正使用に資する。

(1) 安全対策の推進普及・啓蒙

- 1) 安全対策推進のため以下の資料を作成し、空中散布等実施団体に配布することにより、実施団体による地域の事業状況を踏まえた危被害防止対策に関する公共機関、住民等への周知活動を支援する。

① 農林航空事業実施者のための安全対策の手引(有人ヘリ関係)

- ② 航空防除用農薬要覧（有人ヘリ関係）
- ③ 産業用無人航空機による病虫害防除実施者のための安全対策マニュアル（無人ヘリコプター及びマルチローターの2種類）
- ④ 産業用無人ヘリコプターナビゲーターマニュアル
- ⑤ 産業用無人航空機安全飛行パンフレット等

2) 無人航空機による病虫害防除に使用される農薬についての最新の農薬登録情報、安全対策の推進に係る資料等を「産業用無人航空機用農薬」サイトに掲載し、広く国民一般に公表し、病虫害防除等事業の安全対策の推進及び農薬の適正使用の普及・啓発を行う。

(2) 教育研修・技能認定、機材性能検定

空中散布等による病虫害防除等事業に従事する操縦士、オペレーター等の研修・認定等を行うとともに、防除等に必要な機体及び散布装置の性能確認・認定を行う。

1) 機体操作要員の技能研修と認定

① 有人ヘリコプターの操縦士、整備士等の技術確認と認定

有人ヘリコプターによる病虫害防除等事業に従事する操縦士・整備士等を対象に教育研修し、技術確認・認定を行う。

② 産業用無人航空機オペレーター等の技能研修と認定

指定教習施設において産業用無人航空機による病虫害防除等事業に従事するための教育研修及び技能実習を受講し適切に修了した者に対して、オペレーターとして認定を行う。

また、産業用無人航空機オペレーター指導員認定会並びに高所飛行認定会を行い、技能確認・認定を行う。

なお、新たに、技能証明（国家ライセンス）の受講者または取得者等を対象にした農薬散布技能等特別講習の教習コースを設ける。

2) 機体・散布装置の認定

有人ヘリコプター及び産業用無人航空機による病虫害防除等事業に使用される機材（機体・散布装置）について、専門家による委員会において性能確認及び認定を行う。

① 有人ヘリコプターの機体及び散布装置の認定・管理

② 産業用無人航空機の機体及び散布装置の認定・管理

なお、②産業用無人航空機の性能確認においては、主として飛行の安全に関する性能確認・認定を行い、新たに、申請者の申請に応じ農薬散布性能等、目的に応じた機体性能の実証を行う検証コースを設ける。

また、協会が6の事業により航空法に基づく機体登録の代理申請を行うこと等を通じて登録記号等の情報及び定期的な整備点検の管理を行い、事故防止と3年ごとの機体登録更新の円滑な手続き等に資する。

4. 農林水産航空事業にかかる受託試験・調査事業

- (1) 農薬登録及び普及に必要な薬効・薬害等の試験、各種環境調査等を受託し、専門家による評価を行う。
- (2) 農林水産航空技術の普及のため、機体製造メーカー等の要望に応じて、散布資材、機材、試験圃場等の調整を行い、防除効果、効率的な散布性能の試験を受託する。
- (3) 作物残留 GLP 試験等の円滑な実施を推進する。

【令和5年度 主な受託試験の種類】

- 1 基礎試験
 - (1) 無人航空機及び散布装置の性能実証試験
 - (2) 農業資材と散布装置との適合性試験
- 2 現地試験
 - (1) 作物残留試験
 - (2) 薬効試験・薬害試験
 - (3) 効果的な散布技術の確認試験（最適な飛行諸元と散布水量）
 - (4) 無人航空機による農薬散布における環境調査
 - (5) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）に資する無人航空機利用技術の調査
- 3 その他、都道府県やメーカーの要望に応じた新たな試験・調査を受け入れる。

5. 農林水産航空事業にかかる産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会並びに技術研修会

安全飛行の啓発、効率かつ安全な作業の向上を図るため、全国レベルの産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会を開催し、優秀者を表彰（農林水産大臣賞（予定）等）する。

あわせて、当該大会に全国から多数の関係者が集まることから、技術研修会を行い安全対策の推進を図る。

6. 航空法に基づく無人航空機に関する機体認証、技能証明等の事業

航空法に基づく機体登録制度が令和4年6月から、機体認証及び技能証明制度が令和4年12月から施行されたことを受け、協会は機体登録の代理申請を行うとともに、登録検査機関及び登録講習機関としての登録を行い、検査及び講習業務を実施する。

なお、あわせて「3 教育研修並びに機材の検定事業」における散布性能の実証、整備点検管理、農薬散布技能特別講習の受検・受講を推進することにより、事故防止と農薬の適正使用に資する。

- (1) 無人航空機による空中散布等の実施のための国交省への飛行の許可・承認の代行申請を行う。

なお、無人ヘリコプターについては、農林水産省の登録を受けた登録代行機関として、

性能確認及び散布性能実証、整備点検の管理、技能認定等の業務を行い許可・承認の代行申請を行う。

また、マルチローターについても、協会による性能確認及び散布性能実証、整備点検の確認、技能認定又は農薬散布技能特別講習の修了を条件に、許可・承認の代行申請を行う。

- (2) 空中散布等に使用する無人航空機の機体の国交省への登録の代理申請を行う。
- (3) 認定整備事業所と連携し、登録検査機関としての登録を行い機体認証等の検査を行う。
- (4) 指定教習施設と連携し、登録講習機関として技能証明（国家ライセンス）の講習を行う。

7. その他

農林業、航空、農薬、機械の学識経験者等の専門家による「農林水産航空技術企画委員会」を設置し、必要に応じ、航空機等を安全かつ効率的に利用する上での事業の重要事項について審議する。